

災害発生時におけるダンボール 製品の調達に関する協定書

ムサシ王子コンテナ株式会社
狭 山 市

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）ダンボール製簡易ベッド
- （2）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所に物資を運搬し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認し、受け取るものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し甲乙いずれかからの、文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年8月20日

(甲) 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

(乙) 埼玉県入間市狭山ヶ原11番地7
ムサシ王子コンテナ株式会社
代表取締役社長 横溝 誠司

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社名
代表者 様

狭山市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（狭山市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 狭山市長

社 名
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（ 連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	